

無責任なる態度は、態度ある労働組合員の決して採らざる處であつて、我々は、合理的なる要求を以つて、労働條件の改善を行ふ處の権利を主張すると同時に、産業全體に對して責任を感じなければならない。産業の、又會社の事情を無視したる空想的懸念が満足されねからとて、團體名の權に不信感を表するが如きは、嗤ふべき態度であると云はねばならぬ。

二、組合の中にモクラシーの精神が徹底しないことは、労働組合の發達を阻害するものである。モクラシーは、一面自主的精神性が必要である。何事も幹部まかせにして、確く報告さへも聞かないで居て間違ひが生じてから急に幹部を攻撃し始めるが如き、或は徒らに猶疑心を以つて幹部の行動を批難するが如き、或は幹部が、獨裁的、親方的態度をとつて專斷に流るゝが如き或は幹部が労働組合の事務に對して忠實を欠くが如き、これ眞に「組合は我等のものなり」の精神を忘れたるものである。組合内にモクラシーが徹底するならば、組合員の盡くが組合の爲めに責任を感じて自己の信認して選出せる幹部を督撫して組合の仕事をなこしめ、委員会、幹事會、理事會、執行委員會等それ／＼の機關を通じて自己の意見は現はし、幹部は又それ／＼の機關を通じ

て組合員の意見を聞き、且つ任事の報告を行ひ、いやしくも誤解によつて幹部と組合員間の意志の疎通を欠くが如き事は歎心にとり除くべきである。

三、組合の統制が行はれないことは、組合の力を薄弱ならしめる。全國的に支部が散在して居るので、其間整然たる統制の行はることは困難なことである。全國的に協定を得たねばならぬ事を、一支部が行はんとしたり、支部の権限外に屬することを、組合本部の意志に反して行はれたりする事がともすると起り勝ちである。かような事は、労働組合の勞めて排除しなければならない處である。

四、工場の職員と労働組合との意志の疎隔は、圓滑なる團體交渉を防げるるのである。職員は、ともすると労働組合が工場に出来ることは、職員の自尊心を傷けられたるが如くに感じ、或は職務の一部分が侵害されるかの如く誤解し勝ちである。もとより労働組合は労働者の人権権を主張する。徒らに奴隸的に使用される事を甘受するものではない。而し乍ら、工場に於ける製造作業を行ふに當つては、工場に一定の組織と秩序が必要であることは充分認めるものであるから、そ